

「祈りの回廊」パンフレット等制作業務の委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年 4月22日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

「祈りの回廊」パンフレット等制作業務

(2) 業務の目的

奈良大和路の社寺を中心とした奥深い魅力に触れ、広く奈良の素晴らしさに対する認識を深めることを目的とした、社寺との連携事業「祈りの回廊」の一環として、秘宝・秘仏特別開帳を中心とした社寺の魅力に特化した情報発信を行うことで、奈良県への誘客及び県内での周遊・滞在を促進する。

(3) 業務の内容

- ① 秘宝・秘仏特別開帳をはじめとする社寺の魅力を活用した奈良県への誘客や県内での周遊・滞在を促す企画の立案・実施
- ② 「祈りの回廊」パンフレットの企画、作成、配送
- ③ デジタルデータの作成
- ④ 誘客効果測定

(4) 委託料上限額

11,999,900円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「『祈りの回廊』パンフレット等制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

2 応募資格

(1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、下記の①から⑬の要件の全てを満たしている者であること、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑪の要件を満たし、共同企業体のうちいずれかの構成企業が下記⑫及び⑬の要件を満たしていることを参加資格要件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- ⑤銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。
- ⑬この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体と同種（※）及び同規模以上の業務の元請け実績があること。
※社寺を中心とした観光に関する企画立案及びパンフレット制作業務

(2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県観光局観光力創造課
電話番号 0742-27-8482

(2) 募集要項及び仕様書の配布

「『祈りの回廊』パンフレット等制作業務受託事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び仕様書は、令和7年4月22日（火）から令和7年5月9日（金）午後5時までの間に、(1)の担当課またはインターネット上の「奈良県観光局観光力創造課ホームページ」にて配布

する。

ただし、(1)の担当課での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く。）とする。

(3) 参加申込書、企画提案書等の提出

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本件業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。